

制定:2014年9月1日  
一部改正:2015年7月1日  
一部改正:2022年1月1日

## JT グループ贈収賄禁止基本方針

### (目的)

第1条 「JT グループ贈収賄禁止基本方針」(以下、「本方針」という。)は、日本国不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、中国における商業賄賂規制を含む各国の贈収賄法規制(以下、「贈収賄法規制」という。)を遵守するとともに、贈収賄行為及び贈収賄に該当するおそれのある行為を未然に防止し、誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とする。本方針は、JT 及び JT が総株主の議決権の過半数を有する会社又は実質的に経営を支配している会社(以下、「子会社」といい、JT と子会社をあわせて「JT グループ」という。)並びに JT グループのために取引を行う代理人に適用される。

### (用語の定義)

第2条 本方針で使用する用語を以下のとおり定義する。

1. 社員等  
JT グループの全ての役員及び社員(契約社員、嘱託社員、パート及びアルバイトを含む。)をいう。
2. 公務員  
すべての公務員又は外国公務員、政党職員、公職候補者のほか、国有・政府の支配下にある企業の役員や従業員等も含む。
3. 代理人  
JTグループのために取引を代理又は仲介する法人及び個人をいう。
4. 賄賂  
当該国・地域において適用される法令上禁止される見返りもしくは事業上の不当な利益を得る目的で受領又は提供される価値あるものをいう。
5. ファシリテーションペイメント  
通常の行政手続を迅速化又は円滑化するための少額の支払いをいう。

### (贈収賄行為の禁止)

第3条 社員等は、何人に対しても、費用負担を JT グループが行うか社員等個人が行うかにかかわらず、また直接的又は間接的に行うかにかかわらず、いかなる形式の賄賂も受領又は提供をしてはならない。なお、ファシリテーションペイメントは、多くの国・地域において賄賂とみなされる。

(接待・贈答等に関する基準)

第4条 JT グループは、本方針を基に、贈収賄の未然防止及び JT グループの業務遂行の適正性を担保するため、接待・贈答に関して基準を定めるものとする。

2. JT グループは、公務員に対する直接的又は間接的な寄付行為や、業務上の必要に基づき公務員を招聘する際の旅費等についても、必要に応じ基準を定めるものとする。

(教育・研修)

第5条 JT グループは贈収賄法規制及び本方針への意識向上のため、社員等に対して教育・研修を行うものとする。

(代理人の起用)

第6条 JT グループは、代理人を起用する場合は、適切な審査を行うとともに、本方針が代理人に適用されることに鑑み、代理人に対し贈収賄法規制及び本方針を周知し、遵守を要請するものとする。なお、代理人に対する支払についても、本方針に従わなければならない。

(リスク評価)

第7条 JT グループは、贈収賄行為を防止するため、定期的に贈収賄リスクを評価・監視し、改善を行うものとする。

(記録保持・体制整備)

第8条 JT グループは、贈収賄法規制及び本方針の遵守を担保するため、決裁書類及び会計情報等の記録を保持し、加えてこれに必要な会社内部の体制を構築・整備するものとする。

(定期的見直し)

第9条 JT グループは、定期的に贈収賄防止のための取組みを見直し、必要に応じて改善するものとする。

(実行責任)

第10条 JT のコーポレート部門及び各事業部門の執行役員は、部門コンプライアンス責任者として第4条から第9条に定める事項の実行(所管する子会社における実行を含む)に関して責任を負う。

2. JT 法務・コンプライアンス統括部は、前項に定める部門コンプライアンス責任者の実行を支援するものとする。

(相談・通報体制)

第11条 JTグループは、贈収賄法規制又は本方針に違反する行為又は違反のおそれのある行為について社員等から相談・通報を受けるため、相談・通報体制を整備する。なお、相談・通報体制の整備にあたっては、いかなる懸念についても報告するよう社員等に対し周知するとともに、相談・通報を行った社員等に対し、相談・通報を行ったことについて解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。

(罰則)

第12条 JTグループは、贈収賄法規制又は本方針に違反する行為等に対しては、それぞれの就業規則等により処分することができ、また生じた損失の賠償を請求することができる。

(本方針に定めのない事項)

第13条 本方針に明文の定めがないものについては、法令、JTグループ各社の社内規則等に従うものとする。

(所管及び改廃等)

第14条 本方針は、JT 法務・コンプライアンス統括部が所管し、その改廃はコンプライアンス担当執行役員が決定する。

付則

本方針は、2014年9月1日から施行する。